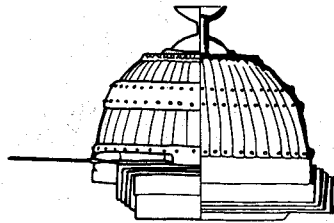


紀 要

第 4 号



1990. 12

財団法人 滋賀県文化財保護協会

10. 近江における条痕文系土器の1例

小竹森 直子

1. はじめに

近江において検出される条痕文系土器は、突帯文土器の五貫森式から弥生時代中期の水神平式・岩滑式に至るまでのものが知られている。また、かつては長浜平野を中心として近江北部における分布とされていたが、近年では湖東平野を擁する近江南部における出土例が増加し、概ね全域にその分布が確認されるに至っている。傾向としては、突帯文土器圏内（船橋式他）である縄文時代晩期の後半～終末に相当する五貫森・馬見塚式土器は湖北・湖東を主とする近江東半に、弥生時代前期～中期に相当する檜王式～岩滑式土器は湖西・湖南の湖岸周辺の遺跡においても出土するようになる。出土器種・器形は深鉢を主とし、水神平式以降口縁端部に突帯を有する壺・受口状あるいは袋状口縁をなす壺・無頸壺・厚口鉢が加わる。しかしながら、これらは決して主体となり得る土器ではなく、搬入を主たる要因とする客体的存在であることに変わりはない。

近江における条痕文系土器の現象面での概要は上記の通りであり、特に近江南部における状況変化は、弥生時代前期～中期の遺跡の発掘調査例増加に伴い明らかになりつつあることである。その様な遺跡の1つに、湖南の主要河川である野洲川下流域に位置する小津浜遺跡がある。小津浜遺跡は、おずはま縄文時代晩期～弥生中期初頭については、その概要が報告されており⁽¹⁾、その後の発掘調査においても大量の土器が出土している⁽²⁾。その中に、通有の条痕文系土器とは趣きを異にするものが認められた。この深鉢は、先の報告の中では「外面に条痕状の調整」を施す甕形土器とし、疑問を抱きつ



第1図 小津浜遺跡位置図

つその評価を保留したもの⁽¹⁾と同類である。本文は、その資料を提示した上で若干の考察を加え、広くご教示を乞うものである。

2. 守山市小津浜遺跡出土の条痕文系土器

小津浜遺跡は、湖東平野の南西端の湖岸沿いに立地し、赤野井湾～烏丸崎半島にかけての弥生時代前期～中期の遺跡集中地に含まれている。その内容については諸報告^{(1),(2)}に譲るとして、当遺跡における条痕文系土器は、檜王式～水神平式の深鉢・無頸壺が主であり、広口の壺類が稀少である。胎土・焼成共に明らかに他の遠賀川系土器とは異なり、ほぼその全てが搬入品であると判断される。更に、形態的には水神平式の深鉢と近似しながらも通有のものとは明らかに異なる1群が、以下に説明を加えるものである(第2・3図)。

口縁部が、大きく外彎する大型品：1～12と口縁部が短く外半する小型品：13に大別される。ほとんどが口縁部のみの破片であり、その全容は不明であるが、器面調整に注目して見て行くこととする。

1～4は、大型品の最も典型的な形態・調整のものである。口縁部は外彎して延び、面を持つ端部には刻目文を施す。刻目文はD字形を呈し、縄文時代晩期の突帯に施されるものと共通する。外面は横方向の条痕、内面はやや粗雑な横方向の条痕によって調整され、施文工具は貝殻である。1は、口縁端部直下に2～3条のヨコナデが条痕施文後に加えられている。頸部以下の形態については不明であるが、若干張りをもち、外面は横～斜方向の条痕が施される。破片を含め羽状になるものは認められない。

5・6は口縁端部の刻目文を貝殻で施すものである。基本的にはD字あるいはV字形の刻目文であり、貝殻によるものは稀少である。当遺跡では、押し引きは認められていない。

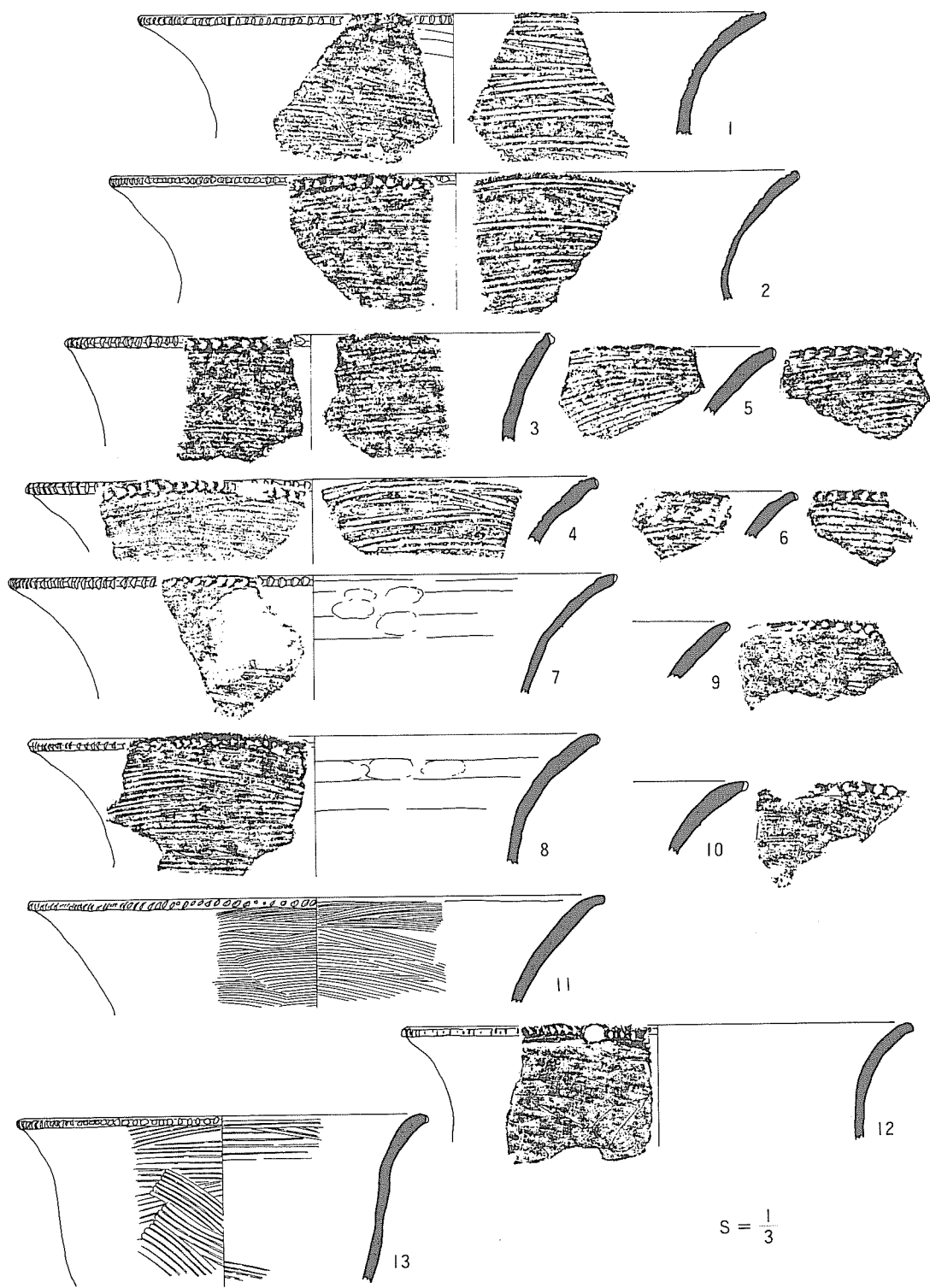
7～11は、口縁部内面を平滑に仕上げるものである。指頭圧痕による凹凸を残存しているながらも、胴部内面を含めて最終的にはナデによって平滑に仕上げられる。胴部内面にも疏らな条痕を持つものがあり、1～6に対応すると考えられる。したがって、内面の調整には条痕文調整とナデ調整の2種があると言える。

10は、内外面共に横方向の極めて細かいハケ状の調整(細密条痕)によるものである。口縁端部の刻目文が他と比較すると浅く、やや粗雑である等細部においても1～11とは異なる。ここでは1点のみの提示であるが、本格的な整理調査進めば類例は増加すると予想される。

12は、やや口縁部が直立気味で、法量・器面調整共に3と近似するものである。3と異なるのは、口縁端部の刻目文の間に棒状工具による刺突文が入る点である。その間隔や個数については破片であるため不明である。

13は口縁部が短く外半し、胴部がほとんど張らない小型品の典型である。口縁部外面～内面～胴部内面は横方向の条痕、胴部外面は斜方向の条痕によって調整され、内外面共に厚くススが付着している。口縁端部にはやはり刻目文を有し、胴部の条痕文は羽状にはならない等、器面調整手法は1～6と共通している。

14は、口縁部が直線的に開くものである。口縁部上端には、D字形の刻目文を施す。口縁部内



第2図 小津浜遺跡出土「条痕文系土器」(1)

面の横方向の条痕は1～13と同様であるが、外面に差異がある。口縁端部直下は横方向の条痕であるが、それ以下の条痕は縦方向～斜方向となる。

15は、13と同様の形態をとるものであるが、やはり器面調整に差異が認められる。短く外彎する口縁端部にはやや粗雑な刻目文を施し、口縁部内外面はヨコナデによって平滑に仕上げられている。胴部外面は横方向の条痕、内面は指頭圧痕の後ナデによって平滑である。

16～21は、関連資料として挙げるものであり、16～19は内外面に条痕状の調整を施すもの、20・21は所謂近江型甕形土器の母体となるハケ調整甕形土器である。16は粗製の小型甕形土器であり、口縁部外面～内面はヨコナデによって平滑に仕上げる。胴部外面は、横方向～斜方向の条痕であり、調整工具は板状工具である。内面は、頸部に顕著な横ハケが残存し、胴部はナデの後1部にハケが認められる。

17・18は口縁部が短く外反してくの字状を呈し、胴部がわずかに張るものである。口縁端部には平坦面を持つが、無文である。17の外面調整はハケ状工具によるものであり、口縁端部直下から横方向－縦方向－横方向－斜方向である。口縁部～胴部上半内面は外面と同様の横方向の条痕であり、胴部下半は指頭圧痕・ナデによって平滑に仕上げられる。18は、口縁部内外面はヨコナデ、胴部内面は指頭圧痕であり、胴部外面にのみハケ状工具による斜方向の条痕を施す。

19は、近江においては通有の鉢形土器である。口縁部内外面は横ナデであり、胴部外面に板状工具による条痕と類似する調整が施されている。この形態の鉢形土器は通常ハケ調整されているが、19と同様の板状工具による条痕的調整を施すものがかなりの比率で含まれる。

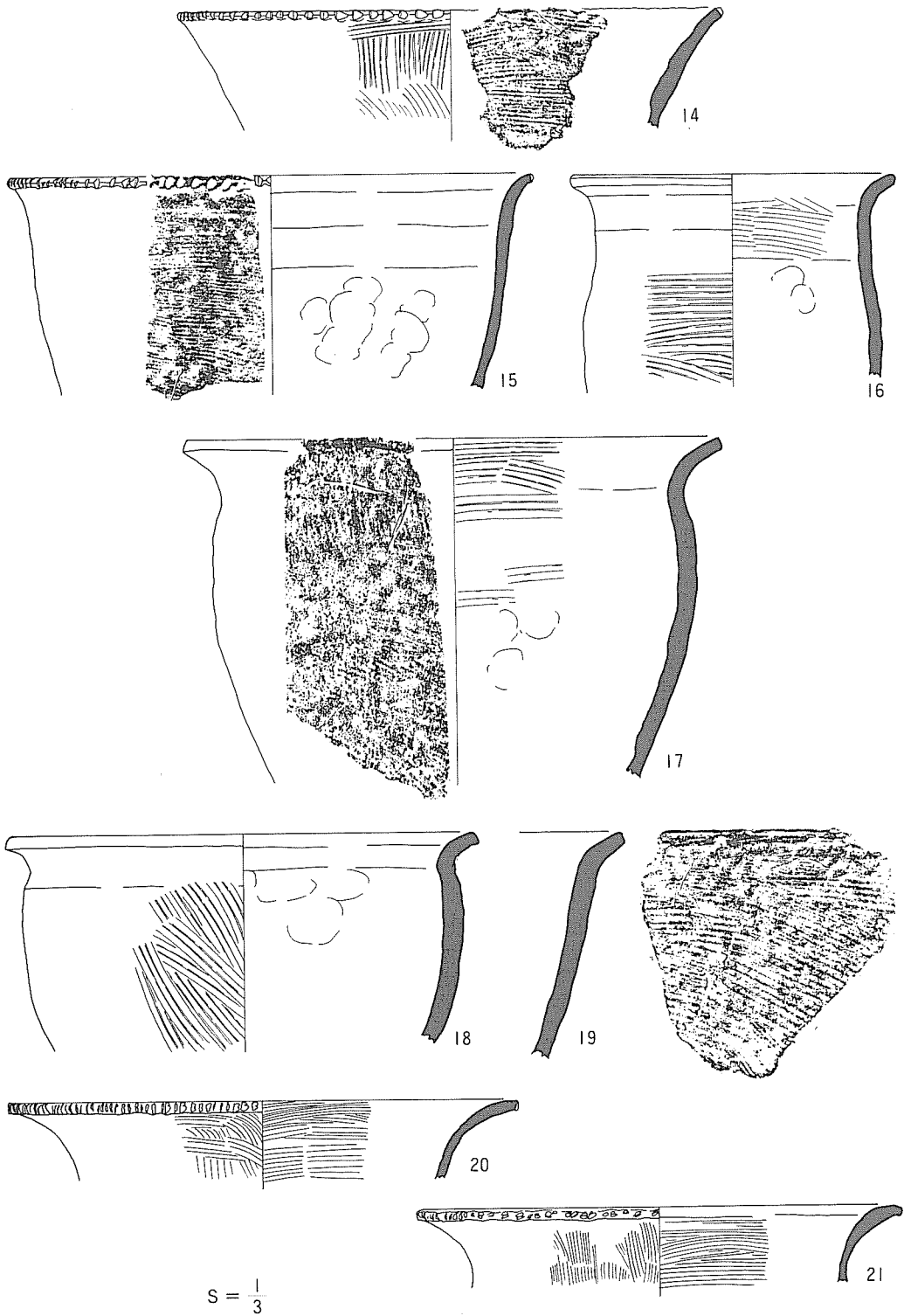
20・21は、弥生時代中期初頭以降の近江型・大和型甕形土器の特徴要素の1つである口縁部内外面に粗いハケを施すものである。いずれも大きく外彎する口縁部の端部には刻目文を加え、口縁部内面に横方向の粗いハケ、口縁部外面に横方向・縦方向の粗いハケの調整を施す。ここでは口縁端部に刺突文+押圧文を施す例を挙げていないが、それらを有するものが主体である。

以上の条痕文系土器の所属時期は、そのほとんどが包含層出土であるため限定し難いが、概ね弥生時代前期～中期初頭である。したがって、当該時期に相当する条痕文系土器は水神平式である。しかしながら当遺跡においては典型的な水神平式土器の出土は稀少である。1・2・13を典型とする条痕文系土器の1例は、口縁部内外面の横方向条痕文と口縁端部の刻目文を特徴とし、故に当該期の通有の条痕文系土器とは異なるのである。

3. 若干の考察

2章において紹介した条痕文系土器に興味を抱いた要因の1つとして、口縁部内面に外面と同じ工具による横方向の調整が行われている点がある。なぜならば、近江型甕形土器に代表される粗いハケ調整土器群（近江在地土器群）においても口縁部～頸部内面の横方向ハケがその特徴の1つとして弥生時代後期まで継続している手法であるからである。以下、本章では縄文時代晩期の突帯文土器・近江型・大和型甕形土器・水神平式土器との共通点・相違点を整理し、当条痕文系土器の意義について若干の検討を加えることとする。

小津浜遺跡出土の「条痕文系土器」（以下「 」で表記する）の特徴は先述した2点に代表され



第3図 小津浜遺跡出土「条痕文系土器」(2)

るが、その諸要素についてまとめてみよう。

形態：口縁部……口径25cm～30cm前後の大形品は通常長く緩やかに外彎して延びる・口径20cm以下の小形品は短く外半する。

胴部……大形品は頸部から若干膨らみ、小形品は底部にかけてすぼまる

調整：口縁部内面・1) 前面に横方向の条痕文 2) ナデにより平滑に仕上げる

胴部内面・1) ナデ後、1部条痕文 2) 指頭圧痕・ナデにより平滑に仕上げる

口縁端部・刻目文

口縁部外面・横方向の条痕文

胴部外面・横方向～縦方向の条痕文・羽状にはならない

胎土：1mm未満の砂粒を多量に含み金雲母も含まれる

色調：暗褐色～黒色を呈し、内外面に厚くススが付着

焼成：良好・堅緻

器壁：厚さ6mm前後であり、薄手である

底部については今回抽出することができなかったが、比較的薄手のものであると想定される。また、胎土・色調については遠賀川系土器とは明瞭に異なり、縄文時代晩期の土器と共通するものである。

では、次に関連する各土器との対比をまとめてみよう。まず縄文時代晩期後半～終末の突帯文土器とは、胎土・色調・焼成が共通している。調整・施文手法では、刻目文に共通性が認められる内外面の条痕および施文具としての貝の使用は、縄文時代晩期前半では畿内においても通有であり、後半期においても皆無ではない。

水神平式深鉢とは、むしろ相違点の方が目に付く。口縁部内面の条痕文・長く外彎する口縁部は通常の水神平式には認められない(全くの皆無ではない)。また、通常口縁端部には貝等による押し引き文が施されるのに対して「条痕文系土器」では刻目文であること、胴部外面の条痕が単一方向であることが挙げられる。

次に、近江型甕形土器・大和型甕形土器のハケ調整主体の土器との対比である。施文工具が異なることは明白であるが、口縁部内面の外面と同じ施文工具による横方向の調整・口縁端部の刻目文、器壁の薄さが共通要素である。相違点としては、ハケ調整甕形土器類の外面調整は縦方向～横方向の調整を行うことである。但し近江型甕形土器においては口縁端部～直下を横方向のハケで調整しており、注意を要すると言えよう。

では、遠賀川系土器とは共通性が認められるであろうか。口縁端部の刻目文は遠賀川系の甕形土器においても通有の施文であるが、V字形が主となる点に相違が認められる。但し2章で関連資料として挙げた様に鉢形土器の中に条痕的調整を持つものが存在する。これらについては、朝日式土器との関連を考慮すべきかも知れない。また、甕形土器の中にも粗目のハケによる胴部外面横方向～斜方向調整や口縁部内面に横方向のハケを施すものが認められる。これらについては直接的に「条痕文系」と関連付するには積極的根拠に欠ける。

以上の様に見てくると、「条痕文系土器」は遠賀川系土器とは明らかに系統が異なり、縄文時代

晩期の突帯文土器と弥生時代中期のハケ調整甕形土器(近江型・大和型)に多くの共通性を有する条痕文系土器と言えよう。つまり、五貫森式以来、客体的な存在ながらも連綿と続いてきた条痕文系土器が、弥生時代前期～中期初頭の水神平式の時期に縄文時代晩期的な要素を取込み、なおかつ近江型甕形土器と共通の器面調整手法を内在させつつ、近江的・在地的に変容したものと想定される。

さて、近年近江型甕形土器の系譜に関して、条痕文系との関連が指摘されている⁽³⁾。山形口縁・口縁端部の刻目文・押圧文や薄手成形については縄文時代晩期からの系譜も従来より出されている⁽⁴⁾。本文は近江型甕形土器の出自を主題とするものではないため、これら諸説に対する検討は差し控えるが、縄文時代晩期あるいは条痕文系どちらか一方のみの系譜・影響と考えるよりも、両者の諸要素を包括・変容させ、新たに成立したと考えるのが妥当であろう。その中で、「条痕文系土器」の口縁部内面横方向の調整が、近江型甕形土器～受口状口縁甕形土器・鉢形土器に継続してその在地性の指標である口縁部内面の横方向ハケ調整および波状文等の施文と共通していることは、充分注目するに値すると考える。しかしながら、現在のところこれらの関連を積極的に肯定する根拠は稀少であると言わざるを得ない。それは、あくまでもこれら「条痕文系土器」が客体的存在に過ぎず、かつ近江全体あるいは大和型土器が成立した大和周辺における在り方が判明していないからである。筆者の知るところでは、湖北に位置する湖北町尾上浜遺跡においても出土しており、今後類例の増加を待ちたい。

4. おわりに

小津浜遺跡出土の条痕文系土器の1例と近江型甕形土器との関連を論じるのは、時期尚早であることは充分承知している。あえてここに提示した背景が、弥生時代中期～古墳時代初頭に至るまでの近江在地系土器群が、形態的な特徴もさることながらその器面調整にこそ一貫した手法を(若干の変容はある)取続けていることへの再確認であることを明記し、まとめとしたい。

補記

脱稿後、奈良県唐古・鍵遺跡の土器を実見する機会を得た。その際に、今回取り扱った「条痕文系土器」と同様のものが存在することを確認するとともに、ハケ調整甕形土器の祖形的な資料があることを御教示いただき実見することができた。形態的には「条痕文系土器」に近似しているが、口縁部内面の横方向調整・口縁端部直下外面の横方向調整・胴部外面の縦方向調整はいずれもやわらかいハケによるものである。これは、先の「条痕文系土器」と共に大和第II-1-b～II-2様式⁽⁵⁾であり、小津浜遺跡における在り方とほぼ同じであると考えられる。この2者の存在が、本論を補強する資料となるのか、あるいは、「ハケ調整」の中で系譜を追うことができるのか、については更に今後の課題としたい。

末筆ではあるが、本文を構成するにあたり、また、唐古・鍵遺跡の遺物実見にあたっては、以下の各氏より御教示いただいた。石黒立人氏・賛元洋氏・前田清彦氏・松本洋明氏・藤田三郎氏。深謝。

注

- (1) 『新守山川改修工事関連遺跡発掘調査概要 I ——新守山川橋梁工事に伴う山賀遺跡の調査——』 P 26・第15図101 (滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会 1986年)
※概要報告当時は山賀遺跡としたが、縄文時代晩期～弥生時代中期の土器を多量に出土した3号橋梁については小津浜遺跡である。
- (2) 『文化財調査出土遺物仮収納保管業務昭和62年度発掘調査概要』(滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会 1988年)
『文化財調査出土遺物仮収納保管業務昭和63年度発掘調査概要』(滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会 1989年)
- (3) 国下多美樹「近江甕についての一試論——弥生時代中期～後期の山城と近江の交流関係——」(『長岡京古文化論叢』 中山修一先生古稀記念事業会編 1976年)
千喜良淳「いわゆる近江系甕の出自と2・3の問題」(『滋賀考古』創刊号 滋賀考古学研究会 1989年)
古川 登「近江における弥生時代中期前半の土器について——長浜市塚町遺跡SX02出土の一括遺物を中心に——」(『滋賀考古』第4号 滋賀考古学研究会 1990年)
- (4) 寺沢薫「大和社会の評価をめぐる」(『古代学研究』第95号 古代学研究会 1981年)
若松良一「第3節 考察 1. 近江系弥生土器の成立と展開」(『平安京跡研究調査報告第11輯 平安京左京四条三坊十三町——長刀鉾町遺跡——』 財団法人古代学協会 1984年)
岩崎直也「邪馬台国出現前夜の近江——弥生土器から——」(『滋賀考古』創刊号 滋賀考古学研究会 1989年)
- (5) 藤田三郎・松本洋明「大和地方」(『弥生土器の様式と編年』I編 木耳社 1989年)

参考文献

- ・『<条痕文系土器> 文化をめぐる諸問題——縄文から弥生——』資料編 I (愛知考古学談話会 1985年)
- ・『同上』資料II・研究編 (愛知考古学談話会 1988年)

編集後記

本年度は協会設立20周年。これに伴う展示会や記念誌の発行等色々な事業を実施した。本号も20周年を祝う意味で、職員全員の投稿を呼びかけたところ、ほぼ全員の27名の参加を得、発刊することができた。紀要の充実はみんなの頑張りによるところが大で、次号以降も編集者を悩ませるほどの投稿を期待したい。

平成2年12月

紀 要 第 4 号

編集・発行 財団法人 滋賀県文化財保護協会
大津市瀬田南大萱町1732-2
Tel(0775)48-9780・9781

印 刷 宮川印刷株式会社
大津市富士見台3番18号
Tel(0775)33-1241